

令和2年度 第1回村上市環境基本計画等進捗管理委員会 質疑事項

	項目	意見	回答
1	悪臭対策について	神林地区はほとんど改善が見られず、毎日朝から晩まで臭いがしている状態です。すぐに解決するのではないと問題とは思っています。引き続き対応をお願いします。	悪臭対応につきましては、近隣住民、事業者、行政の三者で畜舎の状況確認、必要に応じて指導を行っています。また事業者に対しては臭気対策についての文書を手渡しするなどの対応を行っています。今ほどのご意見もいただいた上で関係機関と協議して対応していきたいと思えます。
2		悪臭が改善した案件、一方で改善しない案件あるという話でしたが、改善したものはなぜ改善したのか、その具体例を確認して他の案件の改善につなげることが重要だと思います。	
3		悪臭対策は行政が積極的に介入していかないと解決はしないと思えます。事業者だけでなく住民にも協力を求めていく必要があると思えます。	
4	ごみのリサイクル率について	村上市のリサイクル率は他市町村と比べて低いと聞いたことがあります。実際はどうなのでしょう。	本日は他市町村のリサイクル率と比較した資料を用意していないため、後日改めて説明させていただきたいと思えます。 (確認したところ、リサイクル率(H30年度)については、県平均が22.9%に対して本市は22.5%であり、30市町村中で9番目となっております。)
5		リサイクル率を上げるためには子供の頃からの学習が重要だと思えます。幼い頃から知識を入れていくことで、大人になってもリサイクルの重要性に気付けると思うので、村上市の子供たちへの教育活動を進めてほしいと思えます。	現在策定中の第2次環境環境基本計画の中でも子供たちへの環境学習の推進を盛り込む予定としております。

	項目	意見	回答
6	鳥獣被害について	今年度は昨年度より熊の出没が多くなっているように感じます。その中で施策中にもあります「動物の共生」についてどのように進めていくのか具体的にお聞きしたいと思います。	ご意見のとおり、近年有害鳥獣による農作物の被害が増えてきています。その被害を防止するための施策として電気柵設置の補助を出し、電気柵の設置面積を増やしております。
7		最近の熊を見ていると平地のほうにどんどん降りてきている気がします。熊にこれ以上降りてきてはだめだとか、あるいは人間がこれ以上熊の生息地にはいらないようにするなどが大事だと思います。将来的な話として保護区の設置等、熊などとの共生について青写真があれば教えてください。	野生の熊の動きをコントロールすることは難しく、市が取れる施策としては人里に降りてきた熊に対して防衛策を行うことが現状では精一杯な状況です。保護区等のお話もありましたが、市の施策として行うのは困難だと思われます。 <b>GPS</b> 等の装着も有効かと思いますがかなりの頭数と期間が必要となります。 現在県では目撃情報をすべて集約し、プロットしたものを情報公開することで各地域での警戒を促しています。
8		出没したから駆除するという対処療法的な対策だけではいけないと思います。時間はかかってもどうやって棲み分けていくのか、共生していくのか根本的な対策を考える時期が来たのだと思います。	
9		熊は昼間薄暗いところに潜んでいると聞いたことがあります。一方で最近の熊は明るいところにもエサを探しに来るなど行動に変化が出ているように思います。熊がどういった所を好むのかなどの行動把握もしっかり行う必要があると思います。	
10		生態系の把握するために人里に下りてきた熊への <b>GPS</b> の装着や専門的機関への要請なども検討していただければと思います。	
11		被害が出てからではなく、人里に下りてきた熊に対してすぐに殺処分することはできないのでしょうか。	

	項目	意見	回答
12	下水道水洗化率について	下水道の水洗化率向上のための具体的な方策があれば教えてください。	村上地区につきましては、来年度工事ですべての区域での整備工事完了する予定です。 水洗化は整備が終わった区域から順次つないでいただく形となりますが、中々水洗化率が上がらないというのが現実です。普及活動として年に三回程度各お宅を回っておりますが、現在はコロナ禍ということで手紙での案内となっております。一番の原因は人口減少と老人家庭の増加だと考えていますが、空き家等の利用も含めて解決策を考えていきたいと思っています。
13		経済的な面での負担もあると思いますが、それに対する支援策はありますか。	市で実施している住宅リフォーム補助金を利用して下水道接続工事を行っている方が増えてきております。また、銀行への預託金として融資を受けられる制度もありますので、その制度の利用もしていただければと思います。
14	日沿道の雑草について	日沿道の周りに草が生い茂っているため、農家の方が大変困っています。草刈り等を行っていただけませんか。	国の担当部署に伝えておきます。
15	施策の見直し頻度について	本委員会で進捗評価している施策は毎年見直しているのでしょうか。	施策については計画期間 10 年間の中間年度にあたる平成 27 年度に見直しを行いました。毎年の見直しは行っておりません。
16	第 2 次環境基本計画について	先ほど話に出た鳥獣対策もしっかり盛り込んでほしいですし、全庁を挙げて環境施策を進めて欲しいと思います。	有害鳥獣対策についてはすでに施策として進めていく予定としておりますが、本日いただいた意見も踏まえて修正を加えていきたいと思っています。
17		将来のために子供たちへの環境教育も充実させていただきたいです。	基本目標 5 の中で子供たちへの環境学習の推進に取り組むこととしております。

	項目	意見	回答
18		農村の耕作放棄地の拡大防止という施策がありますが、実際に耕作放棄地の問題は農家の高齢化も含め避けられない問題だと思います。具体的な施策が決まっていれば教えてください。	認定農業者という制度があり、高齢化などにより農業ができなくなった田んぼなどを登録された担い手の方が代わりに使用する制度があります。現状で423の方が認定農業者として登録されていますが、この制度の普及させることで担い手不足の解消につなげていこうと考えています。
19	第2次環境基本計画について	今後の策定スケジュールを教えてください。	現在行ってる各所管課への施策照会が終わり次第、施策を記載した素案を作成する予定です。 12月頃その素案を環境審議会で諮ったのち、パブリックコメントも実施することとしています。 審議会やパブリックコメントでいただいた意見を基に修正した最終案を作成し、2月に再度環境審議会で審議いただく予定としております。